い 奨 工 <u></u> 毎 金交付決定前 に着工 して V ta

②改修に要する費用が50万円 額等含む)以上 (消費税

③住宅の増築、 は、町ホームページをご覧ください。 ※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又境負荷低減に資する改修工事など 住宅の居住性を高める改修工事、環高めるための改修工事、塗装、補強、 改築、 住宅の 耐久性を

#### ●受付 期間

時 期 4月19日(金) 間 平成31年4月1日(月)~ ※土・日・祝日を除く

午 (正 午 間 前8時30分から午 É 後1時を除く) 後5時15分

> ※申込書は町ホー 申し込みできま ダウンロー きます せん。 ドで



●奨励概要

改修工事で、改修後10年以上の定住②建築後10年以上を経過した住宅の50万円が限度です。

③予算の範囲内での実施のため、 Ŋ 者多数の際は抽選となる場合があ を確約される方です。 ます 申込

#### 加算要件 確約される方で

d

家を建設する場合(転入後1年以内②町外に2年以上住まれた方が持ち供がある場合 30万円①申請時に同居する中学生以下の子

4 ③町内の業者に発注する場合 内で生産又は製品化された木材(地④ 北海道内の森林から産出され、町③町内の業者に発注する場合 50万円に申請する場合を含む) 20万円 に申請する場合を含む)

域材)を10m以上使用した場合内で生産又は製品化された木材

m当たり3万円。加算要件④との取得した業者が施工した場合は、1⑤北海道内で森林管理認証された木 (5) 20 万 円

②申請後10年以上の定住を確約さ ※申請は売買後1年以内です。 に記載されています。※認移標準額に、固定、 る方を対象とします。 国気管査利の新

れ

ŧ

#### ◎各奨励 金 の 留意事項

スタンプ会発行の商品券で交付します。 会員の取扱店で利用できる津別町商工 単位、10万円上限)を、津別町商工会 奨励金のうち10パーセント 10万円上限) (1万円)

(内線252、256)

#### 空家を 費用 部 を 用 改 助 成 修

去

する方に

【空家活用 (改修)】

■対象となる空家

家には、

改修するこ これらの空

います。

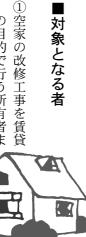
町内に空家が増えて

ます

能になる空家もあり とにより利活用が可

空家を有効活用する

の 空家 津別町空家等情報登録制度に登録済み



用の一部を助成しま家を改修する方に費ため、今年度から空

的で改修工事を行う空家の賃貸人の有無を問いません。)の有無を問いません。)の有無を問いません。)の目的で行う所有者ま に居住を Ĭ

# ■対象となる改修工事

や公衆衛生の悪化、れず、安全性の低下また、適切に管理さ

安全性の低下

適切に管理さ

す

い工事で、補助金申請前に着工していな)津別町内の業者又は申請者が行う改修

注宅の安全性、耐久性及び居住 耐久性及び居住性を維

対象と

する。 ③改修工事完了後、5年間は居住 なりません。 、町外の業者が請け負うものは、 年間は居住に使用

の

一部を助成

します。

を取り壊す方に費用

これまで同様、 があります。

空家

を及ぼしている空家 住民の生活に悪影響 景観の阻害など地域

### ■補助額

※申請には業者等の見積書が必要です。50万円が上限です。 とし、

## 【空家撤去】

### ■対象となる空家

13年以上使用していない、または今後 社宅は対象となりません。

### |対象となる所有者

る場合は、 場合は、委任状が必要です。こん。所有者が代理の方に申請を依頼す町内在住の有無や個人・法人を問いま

せ

# ■対象となる撤去工事

津別町内の業者が取り壊し請け負う工

(内線252、256) ☎76-2151 建設課住宅係(役場2階)

事です。

人が行なうものは対象とはなり

※町外の業者が請け負うもの、 または個 ませ h

■対象となる工事金額・ 補助額

補助額は25万円から50万円です)。
②補助額は、工事金額の2分の1 ①取り壊し工事金額は50万円以上です。 工事金額の2分の1 (したがって実質の とし、

事前に業者へ相談してください。※申請には業者からの見積書が必要です。

## ■受付定数は20件

た時点で締め切りとなります。 は20件を定数としています。 。定数に達し L

### ◎ 活 用・ 撤去の受付期間

間 平成31年4月1 日

期

間 (正午 午前8時30分~午後5時15分 (土・日・祝日を除く) 午後1時を除く)

時

問い 合わせ・ 申し込み先

広報つべつ 2019年4月号

送助金交寸央官前に着正していな ている主宅は、 ――― 権均される方です。	①町内建設業者が請負う改修工事で、 ※一度、住宅改修奨励金の交付を受け ①床面積80㎡以上、10年以上の定住を	(役場2階2番窓口)	●対象となる改修工事、区分    場 所 建設課住宅係     ●新築必須要件 60万円		「にこそろ」「作」」、受付期間内に申し込みが必要です」 「にこそ来」 「そうく」	「こ」		▶ ▶ ▶ ♥ ♥ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	《 上	こ。作「金三」作「三	Ì					
※果兑票售領よ、国宦資室兑の内寸書	奨励金の額20万円	<ul> <li>・100万円以上150万円未満</li> </ul>	奨励金の額30万円	<ul> <li>150万円以上</li> </ul>	①建物の固定資産税課税標準額	「ひまった」に不らっ割反相言	●対象となる中ち主宅と受劢既要		中 さ 住 宅	※工事着手前に申請が必要です。	ます。	要件を加えた額が、奨励金額となり	※必須要件の60万円に、該当する加算	下切捨て)    上限40万円	併用可(使用量については小数点以	